

平成 29 年 7 月 26 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

2017 年対策 旅行業務取扱管理者試験
一発合格テキスト 2. 旅行業法・約款
改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

- ・ 2017 年対策 旅行業務取扱管理者試験
一発合格テキスト 2. 旅行業法・約款 3 版 (平成 28 年 12 月 15 日発行)
ISBN 978-4-86846-429-9

改訂内容

【Category 1 国際航空運送約款の改正情報】

<※「運送約款及び宿泊約款テキスト P154～175 国際航空運送約款につきまして、過去の本試験では出題されたことのないテーマのため、テキストには未掲載ですが、「手荷物の検査等」が「保安検査」に改正されましたので、以下の内容とあわせて学習ください。>

（保安検査）

- (1) 旅客は、官公署、空港係員又は航空会社による保安検査を受けなければならない。ただし、官公署、空港係員又は航空会社が特に不要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 航空会社は、航空保安上（航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含む。）その他の事由により、旅客又は第三者の立会いを求めて、開被点検その他の方法により手荷物の検査を行う。また、航空会社は、旅客又

は第三者の立会いがない場合でも、手荷物の禁止制限品目に該当する物品を旅客が所持し又は旅客の手荷物に入っていないかを検査することができる。

- (3) 航空会社は、航空保安上（航空機の不法な奪取、管理若しくは破壊の行為の防止を含む。）その他の事由により旅客の着衣又は着具の上からの接触、金属探知器等の使用により旅客の装着等する物品の検査を行う。
- (4) 航空会社は、旅客が上記(2)の検査に応じない場合には、当該手荷物の搭載を拒絶する。
- (5) 航空会社は、旅客が上記(3)の検査に応じない場合には、当該旅客の搭乗を拒絶する。
- (6) 航空会社は、上記(2)又は(3)の検査の結果として手荷物の禁止制限品目に該当する物品が発見された場合には、当該物品の持込み若しくは搭載を拒絶し、又は処分をすることがある。

【Category 2 国内航空運送約款の改正情報】

〈※「運送約款及び宿泊約款テキスト P176～191 国内航空運送約款につきまして、過去の本試験では出題されたことのないテーマのため、テキストには未掲載ですが、「集合時刻」が「搭乗及び集合時刻」に、「手荷物の検査等」が「保安検査」に改正されましたので、以下の内容とあわせて学習ください。〉

（搭乗及び集合時刻）

- (1) 旅客が航空機に搭乗する際には、航空会社が指定する時刻までに指定する場所にて、現に搭乗しようとする航空便に有効な旅客本人の認証コード又は航空券の呈示等をして搭乗手続を求め、航空会社が指定する時刻に指定する搭乗場所に到着しなければならない。
- (2) 旅客は、航空会社が指定する搭乗場所において現に搭乗しようとする航空便に有効な旅客本人の認証コード又は航空会社が指定する搭乗媒体の呈示等をしなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)に定める行為を旅客が履行できない場合は旅客に対し、航空会社はその搭乗を拒絶することがある。
- (4) 航空会社は、上記(1)に基づき航空会社が指定する時刻に遅れた旅客のために航空機の出発を遅延させることはできない。

(保安検査)

- (1) 旅客は、航空会社による保安検査を受けなければならない。ただし、航空会社が特に不要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 航空会社は、航空保安上（航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含む。）その他の事由により、旅客又は第三者の立合いを求めて開披点検その他の方法により手荷物の検査を行う。また、航空会社は、旅客又は第三者の立合いがない場合でも、手荷物の禁止制限品目に該当する物品を旅客が所持し又は旅客の手荷物に入っていないかを検査することができる。
- (3) 航空会社は、航空保安上（航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含む。）その他の事由により、旅客の着衣又は着具の上からの接触又は金属探知機器等の使用により、旅客が装着等する物品の検査を行う。
- (4) 航空会社は、旅客が上記(2)の検査に応じない場合には、当該手荷物の搭載を拒絶する。
- (5) 航空会社は、旅客が上記(3)の検査に応じない場合には、当該旅客の搭乗を拒絶する。
- (6) 航空会社は、上記(2)又は(3)の検査の結果として手荷物の禁止制限品目に該当する物品が発見された場合には、当該物品の持込み若しくは搭載を拒絶し、又は処分をすることがある。